

## 水質汚濁防止法が改正されました！

- ◆水質汚濁防止法により次の規模の畜舎を建設する場合は、所管の林務環境事務所へ「特定施設」の届出が必要となります。  
豚房施設（豚房の総面積が50m<sup>2</sup>以上） 牛房施設（牛房の総面積が200m<sup>2</sup>以上） 馬房施設（馬房の総面積が500m<sup>2</sup>以上）
- ◆また、特定施設を設置する事業場からの公共用水域への排水水について、表1のとおり「排水基準」が定められています。
- ◆平成23年4月1日の改正により、特定事業場からの排水水について、年1回以上、水質の最も悪いと想定される時期及び季節に排水の量に応じた水質検査を行い、その記録を保存することが義務づけられました。必要な検査項目は、表2のとおりです。表3の検査機関を参考に早めに検査を受けてください。
- ◆家保たよりについてご不明な点がありましたら西部家畜保健衛生所へ、また、検査の詳細についてご質問がある場合は、所管の林務環境事務所（中北林務環境事務所0551-23-3090・峡南林務環境事務所055-240-4141）、甲府市の方は、甲府市環境部環境総室環境保全課（055-241-4312）までご連絡ください。

【表1】排水基準

		適用水域	1日当りの平均的な排水の量	① 水素イオン濃度(PH)	② 生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	③ 浮遊物質(SS) (mg/L)	④ アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸及び硝酸化合物 (mg/L)	⑤ 大腸菌群 (個/cm)
畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設、馬房施設を設置するもの	新設	全公共用水域	7.5m <sup>3</sup> 未満	5.8～8.6			900	
		市街化区域の水域	7.5m <sup>3</sup> 以上	5.8～8.6	80	150	900	
		上記以外の公共用水域	7.5m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満	5.8～8.6	140	180	900	
	50m <sup>3</sup> 以上		5.8～8.6	80	150	900	3,000	
	既設	全公共用水域	7.5m <sup>3</sup> 未満	5.8～8.6			900	
		全公共用水域	7.5m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満	5.8～8.6	160	200	900	

<新設>昭和50年8月1日の後において設置 <既設>昭和50年8月1日において現に設置

【表2】 検査項目

1日当りの平均的な排出水の量	検査項目
7.5m <sup>3</sup> 未満	①④
7.5m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満	①②③④
50m <sup>3</sup> 以上	①②③④⑤

【表3】 検査機関

事業者名(名称)	所在地	電話番号
(株)環境計量センター 山梨検査所	南アルプス市宮沢129-1	055-284-8131
甲府タカヤマ環境計量(株)	中央市流通団地1-6-1	055-274-0788
(株)山梨県環境科学検査センター	甲斐市竜王新町2277-12	055-278-1600
(有)韮崎環境メンテナンスサービス	韮崎市竜岡町若尾新田848	0551-22-1805
(株)メイキョー	甲府市徳行2-2-38	055-228-2858
(有)山梨県環境分析センター	都留市大幡1110	0554-45-6696
中央環境理研(株)	南アルプス市小笠原6	055-283-6155
(株)環境管理コンサルタント	甲府市堀之内町45-1	055-220-2700
(社)山梨県食品衛生協会	甲府市国母6-5-1	055-228-1830
(財)山梨県下水道公社	笛吹市石和町東油川字北畑417	055-263-2738
(株)アセラ	甲府市西高橋町156	055-232-2030
大成基礎設計(株)	上野原市上野原8154-59	0554-62-2880
(株)小泉(大泉環境研究センター)	北杜市大泉町西井出字石堂8240-2036	0551-20-5720
(株)環境技術センター	富士吉田市吉田5993-1	0555-20-1585
(株)AKI研究所	笛吹市石和町唐柏695-1	055-267-9611